

較も可能なものです。

国民経済計算における一般政府の期末貸借対照表の正味財産、これは令和元年度末で九十八兆円のプラスになっております。

この五百九十一兆円の債務超過と九十八兆円の資産超過とは、財政状態を認識する上で大きく異なっております。五百九十一兆円の債務超過と言われれば、財政について不安に思うのもうなすけず、九十八兆円の資産超過ということであれば、そこまで危機的な状況ではないのかもしれないということも思うのもうなすける面もありま

す。幾ら負債が多額であっても、潤沢な資産超過であれば、通常は財政の危機と考える人はいないでしょう。

そういうことで、内閣府に質問です。両者の違いがどこにあるのかを明らかにしたいと思っております。国民経済計算においてはどのように作成されているのか、特にどの範囲を対象に作成しているのか、お答えください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。議員まさに御指摘のとおり、国民経済計算は、国連にて採択されました国際基準、現行のものは二〇〇八SNAと称しておりますが、この国際基準に基づきまして、一国全体のマクロの経済状況を体系的に明らかにすることを目的として作成されております基幹統計でございます。

このため、御指摘の一般政府の期末貸借対照表勘定等におきましては、この基準に準拠いたしまして、国の一般会計及び特別会計を中心とする中央政府のみならず、社会保障基金や地方政府を含む一国全体の立場で推計、作成を行っているところでございます。

○日吉委員 財務省にお尋ねいたします。

財務省主計局作成の貸借対照表には地方の状況は含まれていないと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○角田政府参考人 御指摘のとおり、地方は含まれてございません。

○日吉委員 ありがとうございます。

地方も対象にするのは、日本全体を考える上で非常に重要な視点ではないかなというふうにも考えます。

資料三を見ていただけますでしょうか。これは、国民経済計算を中央政府、地方政府、社会保障基金という三部門に分けた部門別の貸借対照表を表しております。

この中で、生産資産というところを見ていただきますと、合計金額は記載されているのですが、この三部門にその金額が割り振りされておらず、これは、お話を伺いますと、なかなかうまくこの金額を算定することができないということでした。全体の金額しか分からないということでした。

ただ、想定できるのは、地方を除いた場合にはこれだけの債務超過になるわけですが、五百九十一兆円の債務超過になるんですけれども、地方を含めると九十八兆円のプラスの資産超過ということになるわけですから、地方に生産資産、固定資産が相当計上されているのではないかなということが想定されるわけです。

多分これは、中央政府から補助金なり交付金が支給され、地方において固定資産を購入することによって、地方の資産勘定が増えていくことによって、政府と地方、これを全体にすると資産が超過していく、こういうふうになっているんじゃないのかなというふうに想定をいたします。

財務省にお尋ねします。日本の財政状態を判断する上で、地方も含めた全体で純資産の状況を認識する必要があると思っておりますが、どのように財務省ではお考えになられておられますでしょうか。

○角田政府参考人 御指摘はよく分かるところであります。あるんですけれども、財務の公会計部会とかでも話題にはなつたんですが、一つは、財務書類、会計単位とは何かという根本問題に関わる問題というところのようございまして、財務書類の報告主体をどう考えるかということ、その整理が必要だということ、それから、国と地方公共団体、

地方公共団体間の取引に係る重複データの相殺等の課題が残っているということございまして、慎重に検討すべきものと現時点では考えてございます。

○日吉委員 今のは、慎重に検討するというのは、財務省として、地方を含めた貸借対照表を作成し、それに基づいて財政状態を吟味していくということについて多分慎重に検討されるというふうにおっしゃられたのかなと思っておりますけれども、その代替として国民経済計算を今日お持ちさしていただいたんですが、財政状態の出発点として、債務超過五百九十一兆円なのか、資産超過九十八兆円なのか、多少の金額の修正はあると思うんですけれども、どこからスタートすればいいのかなという思いがあるんですね。

麻生大臣、国民経済計算のプラス九十八兆円の資産超過、これをどのようにお考えになられますでしょうか。

○麻生国務大臣 今の御質問ですけれども、国民経済計算というのは、これは地方政府を含めた公的部門全体の数字ということですから、国だけじゃありませんからね。

それで、特に、地方政府が保有する一般の道路とか河川とか、売れないものもいっぱいありますけれども、よく言われる、富士山なんか幾らで買わんだと言われて、なかなか難しい話と、よく例に引かれますけれども、流動性に乏しくて債務返済には活用できない資産というものが、これが純資産にプラスさせている要因なんだ、私どもはそう認識をしております。これはかなり違いますから。

その意味で、国の財務の書類におきましても、国が保有しております道路とかダムとかいろいろありますけれども、流動性とか市場性に乏しい、債務の返済には活用できないものが資産に多額に含まれているというのが状況なんだと思っております。

このように、国民経済計算とか国の財務書類の状況については、これは債務返済には活用できない

という資産が共に多額に含まれている現状を踏まえておかないとこういったものは間違えちゃうんだと思っております。日本につきましては、ネットで見てもグロスで見ても債務残高が他の先進国に比べて極めて厳しい状況にあるということをお考えますと、財政健全化というのは引き続き私どもとしては取り組んでいかなければならない大事なところなのであって、今のコロナの騒ぎでいろいろ話がばたばたしておりますけれども、そういったものの一応の落ち着きを見た上で、きちんと一回、財政健全化という方向というものも同時にやっつけていかなきゃならぬ。

国としてこういったものをやっつけていかないと、いざというときには、少なくとも、いわゆる債務超過、民間でいえば債務超過というような状況をどうやってするんだといえ、対応としては、一挙にマーケットが下がっていったり、円が安くなつてみたり、金利が暴騰してみたりということになりかねぬと思っておりますので、丁寧に対応していかねばならぬと思っております。

○日吉委員 時間が参りましたので終わりますが一言だけ。

今のお話というのは、資産の流動性というのは地方を含めるか含めないかという話とはまた違っていると思えますし、プライマリーバランスの黒字化自体が地方を含めての黒字化を目指していると思えますので、それとの整合性も考えると、地方を含めた全体での財務諸表、貸借対照表の状況というのをしっかりと見極めていく必要があるのではないかと、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思っております。また引き続きやらせていただきます。

ありがとうございます。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

関税定率法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正案で、災害発生後の関税の納付等の

期限の延長の措置について、現在の地域指定に加えて個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長が新たに対象に加えられる。本改正の目的及びそのしたことの背景について、お答えいただけますでしょうか。

○田島政府参考人 お答え申し上げます。

災害等による納期限等の延長制度の拡充につきましては、近年における災害の激甚化、頻発化を踏まえ、現行の地域指定に加えて内国税と同様の制度を導入することとして、具体的に、先ほど先生から御指摘ございましたけれども、輸入者個人の申請に基づきまして個別に期限を延長する、これは個別指定でございます。また、対象者の範囲を指定しまして期限を延長すること、これは対象者指定といったものを手当てすることでございます。

これによりまして、災害が発生した際に、被災者の方に寄り添いながら、お一人お一人の個別の事情を勘案したよりきめ細やかな対応が可能になるものと考えており、今回お願いしているところでございます。

○清水委員 現行の地域指定の場合は財務大臣が判断することになっているわけですが、今回の改正により加えられる個別指定や対象者指定では誰が判断するのか、教えていただきたい。また、個別に指定する場合は責任者の恣意的な判断とならないように措置を取るべきと考えますが、統一的な判断基準などを設けるのか設けないのか。対応策についても、これは麻生財務大臣から説明していただけるでしょうか。

○麻生国務大臣 今御質問のありました災害時に、おきます納付の期限の延長制度については、これは個別の指定は税関長がやりますし、また、対象者の指定はこれは財務大臣が、それぞれ必要性を判断した上で行うことといたしております。その上で、制度の運用が恣意的にならないようにということが大変なところで、個別指定などをもう既に導入しております国税の法令解釈通達とか、また実施状況等を参考にしつつ、私どもと

しては統一的な判断基準というものを設けることを予定いたしております。

災害時の被害に見舞われた方々の事情等々を十分に踏まえながら、これは適切な制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○清水委員 災害時に素早く納期限の延長が決まるといことは、これは納税者の方にとつても利便性が高まるものでありまして、私どもも賛同できるものでございます。ただ、納税者が不公平な扱いとならないよう、指定する場合、統一的な判断基準がしっかりと設けられるように要望してきたいと思います。

次に、中小企業の資金繰り及び滞納への支援について伺いたいと思います。

金融庁は、中小企業等の年度末の資金繰りを支援するために、金融機関に対して要請を出しました。二月五日には、中小企業向けに、緊急事態宣言の延長を踏まえた資金繰り支援等について、また三月四日にも、大企業、中堅企業を含めて再度同じ内容で要請をしております。二回にわたって要請を金融機関に対して行った理由、その目的について御説明いただけますでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

本年二月五日に発出したいたしました要請文では、緊急事態宣言の延長や資金需要の高まる年度末を迎えることなどを踏まえまして、中堅・中小事業者を含めまして事業者全般への支援を念頭に、銀行を始め、信用金庫、信用組合等を含めた預金取扱金融機関に対して、積極的な資金ニーズの確認ですとか事業者からの相談に対し丁寧な対応を行うこと、補助金等の支給までの間に必要となる資金や年度末に必要な資金等も含めた新規融資を積極的に行うこと、既往債務の条件変更について、返済期間、据置期間の延長等の措置など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うことなどを要請したものでございます。

これに對しまして、三月四日のものは、特に大手の銀行グループなどに対して、その事業規模や総合的な金融サービスを提供するという特性

を踏まえまして、お客様である企業に対する資金繰り支援に関する要請を行ったものでございまして、内容といたしましては、中小事業者に加え、事業規模が大きく、取引先が多岐にわたる大企業、中堅企業に対しても丁寧かつ積極的な資金繰り支援を行っていただくこと、それから、金融庁に對しまして貸し渋り、貸し刺がしの懸念の声を届けているというものを踏まえまして、そうした行為を行わないのこともお願いすることですけれども、お客様への説明に当たって誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立つた最大限柔軟な資金繰り支援を行っていただくこと、さらに、グループ証券会社との連携につきましては、優越的地位の濫用ではないかとの懸念の声が届いていることを踏まえまして、利益相反等の不適切な行為がないか個別具体的に検証していただくことなどを内容としたものでございます。

○清水委員 今、栗田監督局長が読み上げられたところは非常に重要でして、この三月四日の大企業、中堅企業向けの要請文の中には、まさにこう書いております。金融機関においては、直接、間接にコロナの影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十二分に勘案し、貸し渋り、貸し刺がしを行わないのことももちろんのこと、そのような誤解が生じることはないよう、事業者の立場に立つた最大限柔軟な資金繰り支援を行うこととあります。

要請文の背景には、こうした貸し渋りや貸し刺がしと思われるような行為がこのコロナの下で一部の金融機関にあつたんじゃないかというふうに思われるわけですが、金融担当大臣として、麻生大臣の実態についての認識、そうした状況やそうした声を聞いていかどうか、御所見をお聞かせいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは金融庁においても、いわゆる新型コロナウイルスの影響によって厳しい事業状況にある業者等々に対して、新型コロナウイルスに関する相談ダイヤルを設置しております、御存じでしょう。

こうした専用ダイヤル等に寄せられている相談の一部には、一部貸し渋りや貸し刺がしに関するものがあるとも承知をしておりますので、寄せられた相談についても、金融庁において、相談してきた人の同意の下で、速やかにヒアリングを実施するなど実態把握に努めると同時に、適切に対応するように金融機関に求めております。

そしてまた、こうした声も踏まえまして、御指摘のあった今月四日の要請に加えて、八日も、私の方からも、官民の金融関係団体の代表に對して、いわゆる貸し渋り、貸し刺がしを行わないことは当然なんです、そういった誤解を招くことのないよう引き続き事業者の立場に立つた最大限柔軟な対応を行うことをお願いさせていただきます。また、金融機関における資金繰り支援が適切になされるよう注視をしてまいりたいと考えております。

○清水委員 政府は、昨年、コロナ対策として、政策金融公庫あるいは民間金融機関によるゼロ金利、無担保無保証融資を行っております。

しかし、昨年十二月末までの実績を見ますと、返済までの据置期間が六か月以内と設定したものが約三割、それから六か月を超えて一年以内というものも約三割となっております。つまり、既に据置期間を過ぎて、返済が始まった案件もあると考えられるわけですね。

想定以上に新型コロナウイルスの影響が継続していることを考えますと、据置期間の延長も積極的に行うべきだというふうにお考えですが、これは金融機関においてどのような対応をしているのか、監督局長に説明していただきたいと思っております。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、官民の金融機関によります実質無利子無担保融資の据置期間につきましては、一年以内のものが多数という状況になってございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化によりまして事業者の資金繰りが厳しい状況にあることを踏まえまして、金融機関に對しまし

ては、これまでも繰り返し、据置期間、返済期間の延長など、最大限柔軟な対応を行うように要請をしてまいりました。

さらに、先日も、大臣から官民の金融機関団体の代表者に対し、実質無利子無担保融資の据置期間、返済期間につきまして、事業者のニーズを十分に踏まえ、長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うように要請をしていただきました。

金融庁といたしましては、金融機関においてこのような要請を受けて適切に対応なされておるものと考えておりますけれども、引き続き、金融機関の取組についてはしっかりとフォローアップしてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 実は、自由民主党政務調査会金融調査会・地域金融に関する小委員会緊急提言というのが今月の四日に出されております。それを見ますと、今、この金融の問題について次のように指摘しているんですね。引き続き上げが回復しない中、社会保険料等の支払い猶予の期限が迫っている等、まとまった現金支払いのために融資増額を要請するも、受け入れられないケースがあるということがあるんですね。

私の事務所にも、昨年は納税猶予の特例を利用してきたんですが今年はどうなるんだということ、いろいろ相談が来ております。社会保険料の納付等について。

これも金融庁にお伺いするんですが、金融庁としても、このように社会保険料が払えない、むしろ融資をして、借りたいんだが、なかなかそうもならない、こういう相談なんかあるということ、は認識されておられますでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。事業者の方々の資金繰りが厳しい状況、その原因についてはいろいろ要因があると承知しておりますけれども、その中の一つに公的な支払いというものがあつたことは承知しております。○清水委員 今の自由民主党さんの緊急提言は、要するに、社会保険料を払うためにお金を借りて

行ったけれども、それも貸してもらえなかつたという話なんです。もつとリアルなことを書いていまして、融資の増額に応じてくれないどころか、融資の返済猶予を打ち切り、場合によっては一括返済要求まで受けているなどの声が出ていると。

私が自民党の調査結果を紹介するのもあれですが、やはりコロナで困っている業者を救うのは、これは自民党も共産党もありませんね。そういう点で私は思うんですが、お金を借りて、猶予されている社会保険料を払えというのは、長引くコロナの中で経営が困難となっている中小企業に対してやはり過酷な対応だということに思うんです。

単純に、コロナ対策として実施した納税猶予の特例を再度実施すれば、お金を借りなくても、納税猶予できるわけですから、私はそれがいいと思うんですが、これは税金の滞納問題にも関わると、主税局ですか、お答えいただけますでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の納税猶予の特例でございますが、これにつきましては、売上げが減少しているにもかかわらず、納税者の方々のバランスのほか、消費税ですとか源泉徴収された所得税などの預り金的性格を有する税が適用税額の約三分の二を占めている状況、こういったことを考慮いたしまして延長しないこととされたものでございます。

ただ、この納税猶予の特例の終了後におきましても、新型コロナウイルスの影響等により納付困難な場合につきましては、既存の猶予制度を適用し、原則として一年間猶予するでありますか、分割して納付していただくといったこともできることになってございます。その際に適用される延滞税の率につきましても本年分から年一％に引き下げられておりまして、担保についても、担保提供が明らかにならない場合を除いて不要とする取扱いがなされているところでございます。

今後とも、納税者の方々の資金繰りや収支の状況など、個々の実情を十分に伺いながら、既存の納税猶予制度による柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

○清水委員 今柔軟な対応というふうにおっしゃったんですけれども、今年三月八日に、差押予告通知書が送られてきたと、長野県の中小企業から私、訴えを伺いました。主に消費税の滞納なんですけれども、直後に換価の猶予申請を持って税務署に行ったが、受取拒否されたということなんです。押し問答の末に泣々換価の猶予の申請は受理されたということなんです。

金融庁は、金融機関への要請文で繰り返し、貸し渋り、貸し刺がしとの誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと、あるいは、メイン先、非メイン先の別や既存顧客、新規顧客の別にかかわらず親身かつ丁寧な対応を行うことと金融機関に対しては要請しているんですが、これは当の国税庁そのものが、財務省そのものがそうなっているのか。

つまり、政府の機関でもある税務署は、コロナ禍で多くの中小企業の経営が資金繰りで困難となつているのが分かっていながらもかわらず、民間の金融機関に金融庁が要請している内容を見れば、言われても仕方のないような事例があるのではないですか。

これは国税庁、次聞きますから、いいですか。換価の猶予措置を認めるかどうかは税務署の判断もあるかもしれませんが、その個々のケースで、し、一般論として、そもそも換価の猶予の申告を受け取らないというのは、これは問題ではありませんか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。一般論で申し上げますと、納税者から猶予の申請があつた場合は、まずはその申請を受け付けることになりまして、その上で、例えば納期限から六か月を経過して申請があつた場合など要件を満たさないときには、猶予を許可できないということ

もござります。

なお、申請による換価の猶予が適用されない場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予を受けることができる場合がございますので、納付が困難という場合には、まずは最寄りの税務署に御相談いただきたいというふうに考えています。

○清水委員 そうなんです。受け付けるというのは、これは当然のことなんです。しかも、同じ税務署は、この企業が納税困難であるということを知っていたにもかかわらず、納税猶予の特例措置を知らせもせず、昨年も滞納として措置され、延滞税も発生しているわけですから、これは、やはり国税庁としてしっかり指導するべきだと厳しく求めておきたいと思うんです。

今私が言いましたように、換価の猶予の申請があれば受け付ける、そして、納税猶予の特例は終わってしまったけれども、親身になって対応するというのがあれば、その業者が本場に活用できるような制度について丁寧に説明する、そういう指導を行うということをおっしゃっていただけかもしれません。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。国税庁におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、納税猶予の適用を最優先に対応すること、それから、猶予制度の適用に当たっては、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮すること、納税者に接する場合には特に丁寧な対応を行うこと、これについて全国の国税局、税務署に対し指示をしているところであります。

引き続き、こうした対応を徹底してまいりたいと思っております。○清水委員 やはり、税金や社会保険料の滞納を金融機関から借りたお金で、融資で返すなんというの是不健全です。コロナが終わればやはり返済することだつてできるわけですから、企業が順調になれば、だか

ら、納税猶予の特例を再度設ける、そのことが今求められているというふうに思うんですが、これは主税局が答えていただけるんですかね。

もう一度納税猶予の特例、再度設けてほしい。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

納税猶予の特例につきましては、先ほど申し上げましたような事情のほか、この特例以外にも政策金融機関による無利子無担保融資など様々な公的な資金繰り支援が行われていることでありますとか、あるいは、経営環境の変化によって収支が悪化している事業者の方々ににつきましては新たに多額の所得課税の負担が発生する見込みは少ないことなども考慮して、延長しないこととされたところでございますが、引き続き、この既存の猶予制度について柔軟な対応に努めることによりまして、そういった状況にある事業者、納税者の方々の状況に配慮した対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 時間が来ましたので終わります。

国税庁、金融庁には、コロナで苦しんでいる事業者に対するきめ細やかな、最大限柔軟な対応をいただけてますようお願い申し上げます。

○越智委員長 次は、青山雅幸君。

○青山雅幸委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も貴重な質問の機会、ありがとうございます。

早速ですが、お伺いします。関税法に關する質問でございます。

今回も個別品目の関税率等の見直しが行われるわけですが、私、毎年、ずっと財務金融委員会に出させていたで、数多くある品目の中でどういものがこういう見直しの対象になるのかなというのをいつも不思議といますか疑問に思っています、そのたびに、これはどういう理由でしようかと、ペーパーに書かれている以外のところも含めてお聞きしたりしているわけですね。

今回は、ポリ塩化ビニール、これは使い捨て、医療用などに使われる手袋ということなので、何となく理由は想像できるわけですが、とうとう納められるわけですが、残りの二つの品目、樹脂の原材料それからアラミド繊維の原料、自動車の部品だったりデータ記録用のテープ素材だったりするようだけれども、こういったものが選ばれて、例えば、ポリ塩化ビニール手袋である税率が5%前後ですので、輸入額は四百三十七億円ということですので二十億円、残りの二つが3%ということで、八十億円前後の輸入額ですので二億五千万くらいでしょうか、この分貴重な国の税収が失われる、こういう関係にあることは間違いないわけですね。

そういったことは、国内の生産者や消費者の利益調整であるとか、産業政策上の必要性、あるいは二国間、多国間交渉等、複雑な中でこういったことを抽出してお決めになっていくと思うんですが、これは念のためお伺いするわけですが、品目や税率、そういったことはお決めになっているのか、こういう形で法案提出に至っているのか、御説明をいただければと思います。

○田島政府参考人 お答え申し上げます。

一般的に、関税には、国内の産業を保護するという機能と、また関税収入、先ほど御指摘がありましたように、財政収入をもたらす機能、この二つの異なる機能がござります。

現在、先進国の関税というのは、一般的に、国内産業を保護する手段という性格の方が強いと考えられておりますけれども、個別品目に係る関税率の水準などの関税政策の企画立案に当たっては、こうした国内産業の保護の観点のみならず、先ほど少し御指摘いただきましたけれども、消費者に与える影響の観点ですとか対外関係への影響等の観点、こういったものは総合的に勘案することが必要ではないかと基本的に考えているところでございます。

まずは、やはり物資所管官庁から、いろいろな品目に関しまして、それぞれの産業の状況ですとか、需給状況、国際交渉の状況、国際市況等々ヒアリングを行います。さらに、財務省の審議会であります、これは関税分科会と呼んでいますが、ここにおきまして、有識者の皆様から、例えば消費者の視点、生産者の視点、また法学的ですとか経済学、こういった視点から、幅広い観点から御議論をいただいている。その上で、与党税制調査会における御議論を踏まえて改正案が決定され、現在、今日、国会で御審議を賜っているところでございます。

先ほどちょっと具体的なお話が出ましたけれども、例えばナフタレンジカルボン酸ジメチル、今回、基本税率を下げるということでございますが、これは、国内産業保護の観点ですと、国内生産者はいない状況でございますし、物資の需給状況等々については、製品についての需要が伸びているといった形で、それぞれの観点において一つ一つチェックをかけながら、審議会なりで御意見を賜り、最終的に与党プロセスを経ながら、こうやって国会に出させていた、そういったところでございます。

○青山雅幸委員 答弁が続くので、委員長、もしよろしければ、そのままお願いいたします。

○越智委員長 はい。

○青山雅幸委員 これもまた、念のためでございます。

今言ったような税率の決定、品目の決定などに關して、業界団体の政治力によって公正さがゆがめられるということがあつてはならないと思つていられるわけですが、そういったことについて、どうい、何か留意とか工夫というのはあるのかな、あればお答えいただければと思います。

○田島政府参考人 関税政策の企画立案に当たつての留意点についてお尋ねでございますが、見直し等によつて、今の現在の状況は、過度の輸入規制ですとか輸入抑制ですとか国内産業の合理化の阻害といったような弊害を生じさせないように

しなきゃいかぬということから、繰返しになりますけれども、先ほど申し上げた産業保護、消費者に与える影響、対外関係、そういったものを総合的に勘案するように留意をしておるところでございます。

そういった観点の中で、所管物資省庁との議論、また、その審議会との議論、そして与党税制調査会における御議論を踏まえて決定をしていくというそのプロセスの中で、現在、国会で御審議を賜っているわけですが、こういったプロセスを通じて、しっかりとそういった留意点を果たしていくというふうな考え方で臨んでいくところでございます。

○青山雅幸委員 是非、適切な決定過程を経て、国民あるいはそういう産業に資するような関税についての行政をお願いしたいと思つております。

時間の関係で少し飛ばしまして、スマート税関構想についてお伺いしたいと思います。要は、スマートということですから賢い税関、要は、IoTなどを駆使してということだと思つています。そのこと自体には大変賛成でございますけれども、もう一つイメージが湧いてこないというところも事実です。

例えば、税関をすつと通れるようにすれば、それは利便性はいいわけですね。だけれども、一方で、密輸のようなものとか禁制品の持込みなどということが素通りになってしまうと、これは元も子もない。

一体、どういう形で実現していくのか。そして、どういようなものが構想されているのか。あと、そのためには高度なIT技術なども必要と思つて、日本、今、官庁、ここは弱いところがございます。いろいろなところで問題が出ております。その辺について、もし、概括的な御説明をいただければと思います。よろしくお伺いいたします。

○田島政府参考人 お答え申し上げます。

スマート税関構想、これは税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据えまして、今御指摘ありま